

本庁舎建設に伴う現存する本館ほかの機能継続に関する基本方針

平成 30 年 11 月

1 はじめに

平成 30 年 8 月に策定した始良市複合新庁舎建設基本構想・基本計画（以下「構想・計画」という。）は、新庁舎を整備するための指針となる基本的な考え方などを定めたものである。

この構想・計画に定めた基本的な考え方などを具現化するためには、本庁舎建設エリア（以下「建設エリア」という。）に現存する本館、3号館、4号館、印刷室の取り扱いが、特に重要な事項で、かつ優先して検討が必要と考えられることから、作業部会を中心に、周辺道路の整備や各種法令等を踏まえた建設エリアの敷地条件等の整理や先進事例などから想定される建物の配置などを検討した。

その結果、構想・計画を実現するためには、既存の本館、3号館、4号館、印刷室を解体し、建設エリアを更地にした上で、新庁舎を建設すべきであるという結論に至った。

さらに、新庁舎の建設工事期間においても、行政サービスに支障をきたさないよう、それらの機能を継続していく必要があることも確認した。

よって、本方針は、本庁舎建設に伴う機能継続について、基本となる事項を定めるものである。

2 機能継続に関する基本的な考え方

工事期間中に来庁する市民及び職員の安全を確保し、市民サービスを維持するためには、建設エリア内にある本館ほかの機能は、すべて他の施設等に仮移転することとする。

仮移転については、諸経費を抑制するために、複数の既存施設へ分散して移転することも含め、様々な可能性を検討する。

3 仮移転先の施設等

仮移転先は、2号館周辺に存在する民間施設を含めた複数の施設を検討する。

なお、構想・計画では、「仮設庁舎は基本的に建設しない」と示したが、仮移転に伴い行政サービスが著しく低下するなどの場合は、必要に応じて必要最小限の水準による仮設庁舎の建設も併せて検討する。

4 仮移転する組織等

本館ほかの機能の仮移転に際し、機能を複数の施設に分散した場合は、組織等を業務連携などの観点から関連付けたグループに分類し、グループごとに各施設への移転を検討する。

5 仮移転の時期

仮移転先での執務期間は、短期間が望ましいと考える。このことを踏まえ、行政サービスに支障をきたすことなく業務を継続するために、仮移転の時期は、2020年度（平成32年度）の年末年始の長期休暇を利用する計画とする。ただし、今後の業務の進捗状況により変更する場合がある。

6 仮移転先の執務空間の考え方

本庁舎建設に当たっては、文書や備品等の削減等を含めたスリム化に取り組むこととする。構想・計画に示す、機能性・効率性の高い庁舎とするためにも、仮移転の段階から、効率的なレイアウトやスペースの共有化等による執務環境について検討する。

7 仮移転計画の作成

仮移転計画については、今後、本方針に基づき、次の事項について工程や費用等を勘案しながら定めていくこととする。

- (1) 仮移転先施設の決定
- (2) 仮移転先施設の改修工事及び仮設庁舎の建設工事
- (3) 情報等システム工事及び危機管理関連設備の移設工事
- (4) 仮移転に関する準備、調整等
- (5) 市民等への周知
- (6) 仮移転に係る予算措置
- (7) 公用車の配分
- (8) その他必要となる事項

8 仮移転の期間中の危機管理対策

仮移転の期間中に大規模災害等が発生した場合は、始良市地域防災計画に基づき対応する。また、市庁舎（仮移転先を含む。）が被災した場合においては、始良市業務継続計画（BCP）及び同別冊に基づき、非常時優先業務の実施を確保する。